

## 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の全体日程(案)

## インプット

1 実態把握、これまでの政策の評価、国連宣言を参照し諸外国の先住民族政策等の整理 (月1回程度(H20年8月～H21年2月頃))

8月 第1回 ①座長の選任等

②基本的事項の説明(経緯や施策状況、国連宣言の概要等)

③今後の議論の進め方等

9月 第2回 加藤委員並びに高橋委員からのヒアリング

生活状況や差別等の実態、これまでのアイヌ政策の評価等

10月～11月 現地視察とアイヌの人々からのヒアリング (2回程度)

アイヌ関連施設等を視察するとともに、アイヌの人々の考え等を聞く機会などを設ける。

①北海道(10月)

②東京(11月)

12月～2月 有識者等からのヒアリング (3回程度)

現地視察等を踏まえた政策課題や、国連宣言と諸外国の先住民族政策などについて、有識者等からのヒアリング

## アウトプット

2 今後のアイヌ政策のあり方の提言取りまとめ

(月1回程度(H21年3月～7月頃))

来春以降、基本的な論点整理を複数回行った後に、提言の取りまとめに向けた審議

# 加藤忠委員ヒアリング資料

平成 20 年 9 月 17 日

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（第 2 回）

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(第2回)発表レジュメ

社団法人 北海道ウタリ協会  
理事長 加藤 忠

I 国連先住民族フォーラム議長およびウタリ協会理事長の発表紹介

II わが国においてアイヌが置かれてきた状況

- ・日本における先住民族アイヌは、他国の先住民族の状況と異なるものがあるのも事実
- ・明治以降の状況  
(北海道旧土人保護法、大正から昭和初期にかけての分離教育など)

III 政策等への要望

1 政策立案にあたっての基本的な観点

(1) 四つの観点

- ・同化政策 (江戸時代後期からの歴史的過程  
～民族的アイデンティティへの脅迫、翻弄)
- ・土地と資源 (広義の文化享受と自らの民族の生命を託してきたもの  
～つながりの分断)
- ・法制史 (法的には等しく国民でありながらも差別された歴史  
～土地と資源の収奪)
- ・生活実態

- (2) お互いの良心を感じ合い、立場を尊重し合う主体になろうとする努力が大切

2 これまでの要請内容

- (1) アイヌ新法案(昭和59年)
- (2) 道外アイヌを含む生活支援の充実

3 政策提案

- (1) 教育の充実への支援
  - ・道外アイヌを含む教育の充実への支援
- (2) アイヌ研究・民族教育への支援
  - ・象徴的な研究・教育施設の設置

- (3) 遺骨の返還、慰霊
  - ・全国的な和解と啓蒙の象徴となるような施設の設置
- (4) 広義の文化振興 ～経済活動との連携
  - ・地域やコミュニティを包括したモデル的支援
- (5) 文化振興等の基盤としての土地・資源の利用
  - ・公有地・公有林の利活用
- (6) 啓発・教育の重要性
  - ・公的で専門的な啓発・教育
- (7) 政治的参加への対応
  - ・アイヌ民族の総意をまとめる体制づくり

#### 4 推進手法

- (1) 窓口機関・審議機関の設置
  - ・政府の総合的な窓口機関の設置
- (2) 国連宣言の参照
  - ・多岐にわたる検討課題の解決へ
- (3) 予算の確保、新たな立法措置
  - ・国民の理解を得た予算を伴う立法措置が不可欠
- (4) 先行事例調査
  - ・諸外国における先住民族政策の先行事例を学ぶことが有効

国連総会（2007年9月）における「先住民族の権利宣言」採択に際しての  
ビクトリア・タウリ・コープス国連先住民族問題常設フォーラム議長の発表

○ 国際連合における宣言起草に多くの時間を費やしたのは、先住民族が固有の民族としての権利を持ち、そして全ての関係者による建設的な対話が、多様な世界観と文化に関するより良い理解やお互いの立場の再調整を促すものであるという確信があったからであります。

そして、より公正で持続可能な世界に向けた、国家と先住民族とのパートナーシップの構築が、何よりも大切であるという信念があったからなのです。

○ この宣言は、先住民族の状況に関する意識を喚起し、その進展をモニターし、さらに先住民族の権利を保護し、尊重し、達成するための重要な手段であり、道具でもあります。

○ これら宣言内容が先住民族に適用され、人権に基づく取り組みの具体化とその運用に貢献し、あわせて国家や国連機関、先住民族と市民社会が、「第2次世界の先住民族の国際10年」のテーマである「行動と尊厳のためのパートナーシップ」を実現するための主要な枠組みとなることでしょう。

○ この宣言を効果的に遂行できるかどうかで、国家そして国際社会全体が先住民族の集団的および個人的人権を保護し、尊重し、達成するための姿勢が試されます。

この歴史的な任務に立ち上がり、人類共通の未来のために、「先住民族の権利に関する国連宣言」を生きた文書とするよう要請します。

「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」

世話人代表 今津 寛 殿

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、最近のマスコミ等の報道により、「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」の皆様が「政府はアイヌの人々を独自性を有する先住民族として認めること」などを求める国会決議を準備されていると側聞致しましたので、この問題に関する日本文化人類学会の基本的な姿勢をお知らせたく、ここにご連絡申し上げる次第です。

日本文化人類学会（旧 日本民族学会）では、1989年に「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」を発表し、文部省や法務省等の官公庁、北海道知事、北海道教育委員会、北海道ウタリ協会、マスコミ各社、関係学会等に同文書を送付致しました。また、1996年には当時の内閣官房長官宛に日本民族学会理事会の名において「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」を送付致しました。これ以降、本学会がこの問題に関する新たな見解を表明しているわけではありませんが、2004年4月1日の日本民族学会から日本文化人類学会への学会名改称後の現在まで、これら二つの文書で表明した立場はそのまま引き継がれ、堅持されております。つきましては、両文書の写しをここに同封致しますので、ご高覧の上、これらの見解について格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

平成20年6月5日

日本文化人類学会会長

山本 真鳥



平成8年10月15日

内閣官房長官  
梶山 静六 殿

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解

日本民族学会会長

山下 晋司

本年4月、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会による報告書が内閣官房長官に提出されました。この報告書について、日本民族学会理事会の議を経て、以下の見解を表明します。

1. 日本におけるアイヌ民族の地位の向上と生活の改善に向けてこのような報告書が出されたことを、世界の民族と文化を研究する者として、私たちはおおいに評価する。
2. アイヌ民族についてすでに私たちは1989年に日本民族学会研究倫理委員会の名において意見を表明している。この意見は今回の報告書においてはとりわけアイヌの人々の民族性や文化の特色に関する記述において生かされていると考える。
3. 従来の日本政府の施策の反省をふまえて、アイヌ民族とその文化に関する新しい施策として、報告書は、(1) アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、(2) アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興、(3) 伝統的生活空間の再生、(4) 理解の促進、の4つの柱を立てて提言を行っている。私たちはこの提言にみられる考え方を基本的に支持し、アイヌの人々との新たなパートナーシップを希求しつつ、アイヌの民族文化の研究を志すものである。
4. この報告書を受けて、政府は明治32年に制定された「北海道旧土人保護法」及び昭和9年に制定された「旭川市旧土人保護地処分法」を廃止し、今日の日本ならびに世界の現状に即したアイヌ民族に関する新たな立法措置を一刻も早く講じ、アイヌ民族の地位の向上と生活の改善をはかるよう、私たちは要望する。
5. 報告書のなかでも触れられているが、1993年の国際先住民年以來、国際社会においては先住民をめぐる議論や行動が活発化している。こうした世界的状況のなかで、日本政府の決定がこの問題を理解し、解決することに向けて大きく貢献することを期待する。
6. この報告書が提起しているさまざまな問題について、本学会においては今後もさらに検討し、議論を深めていく。

## アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解

少数民族の調査研究に際して民族学者、文化人類学者が直面する倫理的諸問題を検討するため、日本民族学会理事会は1988年11月、研究倫理委員会を発足させたが、この委員会は数度にわたる慎重な審議をふまえて、このほどまずアイヌ研究についての見解を次のようにまとめた。

1. 民族学、文化人類学の分野における、基本的な概念のひとつは「民族」である。この「民族」の規定にあたっては、言語、習俗、慣習その他の文化的伝統に加えて、人びとの主体的な帰属意識の存在が重要な要件であり、この意識が人びとの間に存在するとき、この人びとは独立した民族とみなされる。アイヌの人びとの場合も、主体的な帰属意識がある限りにおいて、独自の民族として認識されなければならない。

アイヌ民族がこれまでに形成発展させてきた民族文化も、この観点から十分に尊重されなければならない。また一般的に、民族文化は常に変化するという基本的特質を持つが、特に明治以降大きな変貌を強いられたアイヌ民族文化が、あたかも滅びゆく文化であるかのようにしばしば誤解されてきたことは、民族文化への基本認識の誤りにもとづくものであった。

2. 民族学者、文化人類学者によって行われてきたアイヌ民族文化の研究も、その例外ではなかった。これまでの研究はアイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への研究成果の還元においても、極めて不十分であったと言わねばならない。こうした反省の上に立てば、今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、相互の十分な意志疎通を実現し得る研究体制の確立である。そのためには、まずアイヌ民族出身の専門研究者の育成と、その参加による共同研究が必要であり、またこれを実現するための公的研究・教育機関の設立が急務である。

3. こうして得られた研究の成果は、教育・啓蒙の側面においても積極的に活用されるべきである。すなわち、抑圧を強いられてきたアイヌ民族の歴史とその文化について、学校教育、社会教育等を通じて正しい理解をたかめ、日本社会に今なお根強く残るア

イヌ民族に対する誤解や偏見を一掃するため、あらゆる努力がはらわれなければならない。この目的のためには、初等・中等教育における教科書の内容についても十分に検討する必要がある。一方、アイヌ民族の若いメンバーや若い世代に対して、アイヌの伝統文化とアイヌ語を学習する機会が制度的に保証されなければならないとわれわれは考える。

4. アイヌ民族に対するこうした正しい理解の促進は、現在さかんに強調されている国際理解教育の第一歩でもある。独自の文化と独自の帰属意識を持つアイヌ民族が日本のなかに存在することを正しく理解することなしに、国際化時代の異文化理解は到底達成し得ないことを認識する必要がある。アイヌ民族に対する正しい理解を出発点としてこそ、他の少数民族や差別の問題についても公正な認識を持ち、他の文化や社会についての理解を深めることができるのである。

5. 以上の見解は、文化や社会の研究と教育に携わっているわれわれ民族学者、文化人類学者の研究倫理から発したものである。今日、日本のみならず、世界のいずれの地においても、一方的な研究至上主義は通用しない。われわれの研究活動も、ひとつの社会的行為であることを肝に銘ずべきである。今回のアイヌ民族に関するわれわれの見解の表明は、こうした社会的責任の自覚にもとづくものに他ならない。

1989年6月1日(木)

日本民族学会研究倫理委員会

委員長 祖父江孝男(放送大学)

委員 伊藤 亜人(東京大学)

上野 和男(国立歴史民俗博物館)

大塚 和義(国立民族学博物館)

岡田 宏明(北海道大学)

小谷 凱宣(名古屋大学)

小西 正捷(立教大学)

スチュアート ヘンリ

(目白女子短期大学)

田中真砂子(お茶の水女子大学)

丸山 孝一(九州大学)

山下 晋司(東京大学)

## 【日本の国民構成（大戦以前の国定教科書から）】

小熊英二は『単一民族神話の起源』新曜社1995年、の教科書の変遷の中で、第二次世界大戦前の初等教育（尋常小学校）国定教科書が日本民族の起源と帝国内民族に関し、どの様に記述していたかについて調査の結果を述べている。最初に国定教科書が発行された1903（明治36）年版からの地理の教科書記述内容である。

（以下、アイヌ関係のみ抜粋、傍線ウタリ協会）

### 第1期

帝国の構成員については、「これに住める人員の数は、ほとんど、五千万におよべり。これらの人人は、上に万世一系の天皇をいただきて、みな、たのしく、その日をおくれり」としか述べておらず、民族構成への言及はない。〈中略〉注目すべきは北海道で、「盛装せるあいぬの酋長あいぬの家屋」と題のついたさし絵が載っており、文中には「あいぬ人は、むかしは、広く、本州にも住たりしが、今は、本道全体に通じて、その数、二万に足らず」と、アイヌが本州にいたという記述がなされている。

### 第2期 1910（明治43）年、改訂版発行（第2期から二巻となる）

#### 総論の巻一

帝国国民構成については、「住民は概ね大和民族にして、其の数凡そ六千八百万あり。上に万世一系の天皇を戴き奉り、忠君愛国の心に富めり」

#### 各論の巻二

「樺太にアイヌ其の他二三の種族」がいることや、「北海道地方は古来アイヌの住する所」という記述がなされている。

### 第3期 1918（大正7）年から翌年発行

#### 総論の巻一

「国民の大多数は大和民族にして、其の数五千四百余万に及び。其の他、朝鮮には約一千六百万の朝鮮人あり、台湾には十余万の土人と支那より移り住める三百余万の支那民族とあり。又北海道にはアイヌ、樺太にはアイヌ其の他の土人あり。民族は相異なれども、ひとしく忠良なる帝国の臣民たり。」国定教科書は、民族別表記をとって日本が多民族帝国であることを公言している。

#### 各論の巻二

「樺太地方にはアイヌ・ギリヤクなどの土人」がいることや、「北海道地方は古来主としてアイヌの住せし所」

第4期 1935（昭和10）年から翌年

総論の巻一

「国民の総数は九千万を越え、その大部分は大和民族であるが、朝鮮には約二千万の朝鮮人、台湾には支那から移住した約四百三十万の支那民族と、十余万の土人とがある。又北海道本島には少数のアイヌ人、樺太には少数のアイヌ人とその他の土人とがある。諸外国に移住してゐる大和民族は約六十万である。」この記述の頁には、「アイヌ人とその住家」のさし絵が添えられた。また「国民の民族別とその割合」と題された円グラフがつけられて、帝国の民族構成比がひと目でわかるようになっている。

各論の巻二


各地の記述は地理のみとなり、住民の民族構成は樺太以外は省略された。

163 第9章 民族の自決と境界

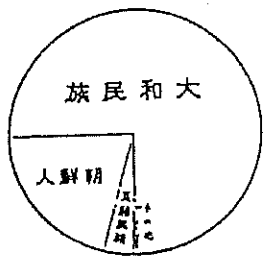
て諸外国との貿易も盛である。又道路・鐵道・航路も開け、郵便・電信・電話なども行きたつてゐて、

内外の交通が海陸共に便利である。

国民の總数は九千万を越え、その大部分は大和民族であるが、朝鮮には約二千万の朝鮮人、臺灣には支那から移住した約四百三十万の支那民族と、十餘萬の土人とがある。又北海道本島には少数のアイヌ人、樺太には少数のアイヌ人とその他の土人とがある。諸外国に移住してゐる大和民族は約六十萬である。




家住のそと人土灣臺




族民和大  
朝鮮人  
その他

合計のそと別族民の民國



家住のそと人ヌイア



第四期固定地理教科書より

第5期 1938（昭和13）年から翌年

総論の巻一

第4期とほぼ同じ、さし絵が「樺太の土人」の写真となった。

また、人口数が最新の数に入れ替わった。

以上、初等教育（尋常小学校）国定教科書地理の記述中、アイヌを中心に紹介したが、この他同じく初等教育歴史、中等教育国定教科書、民間業者が文部省の検定をうけて作った中学校の歴史教科書を点検した結果、

初等・中等教育の教科書においては、多民族帝国の現実と日本民族の混合起源論の記述は、国家によって容認されていたと断定している。

# 高橋はるみ委員ヒアリング資料

平成20年9月17日

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（第2回）

# 平成18年北海道アイヌ生活実態調査結果

この調査は、北海道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、総合的な施策のあり方を検討するため、必要な基礎資料を得ることを目的として、北海道が実施したものである。（調査時点：平成18年10月1日）

## 1 調査対象

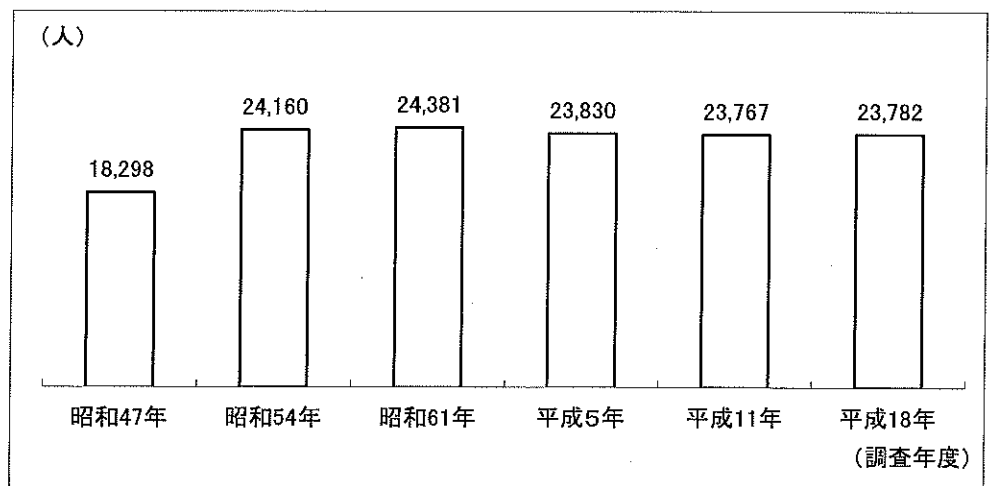
この調査における「アイヌの人たち」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とした。

ただし、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。

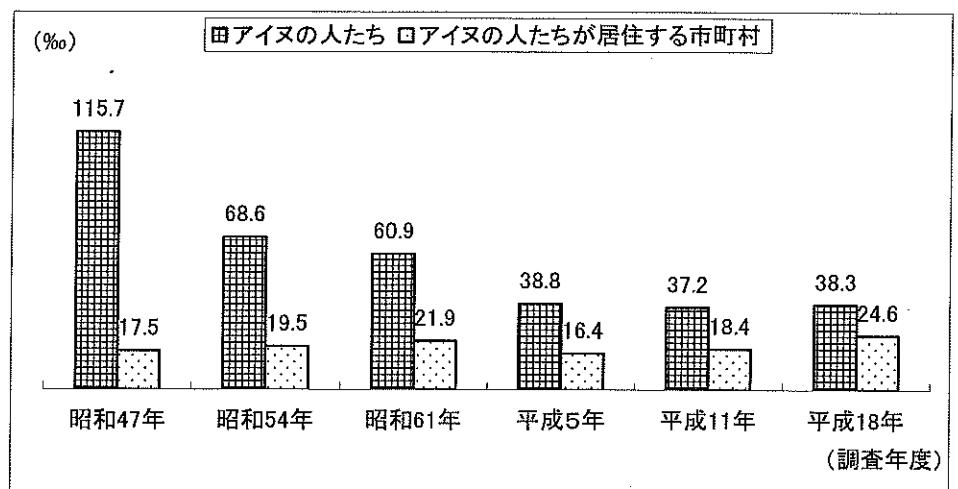
## 2 調査結果の概要 [ ] は前回の平成11年調査との比較

### (1) 人口

23,782人 [15人増加]



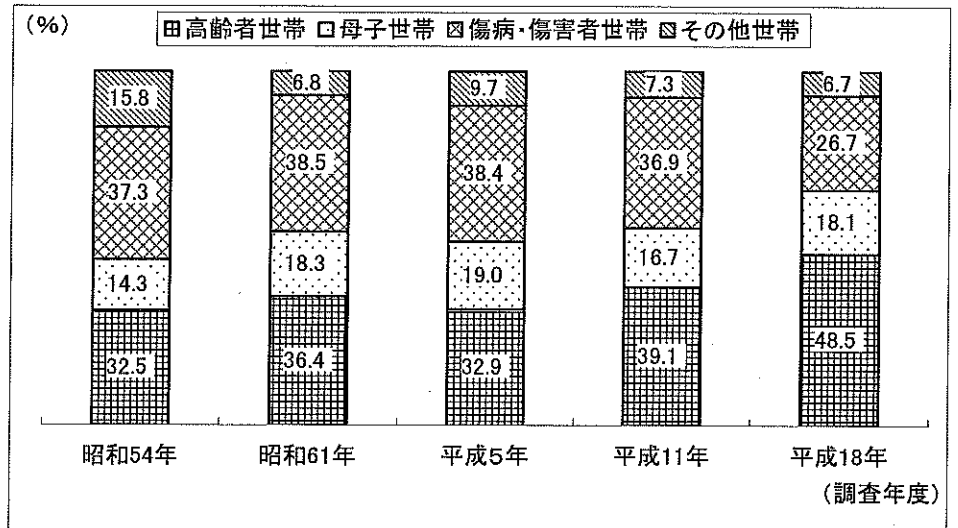
### (2) 生活保護率 [1.1ポイント増加]



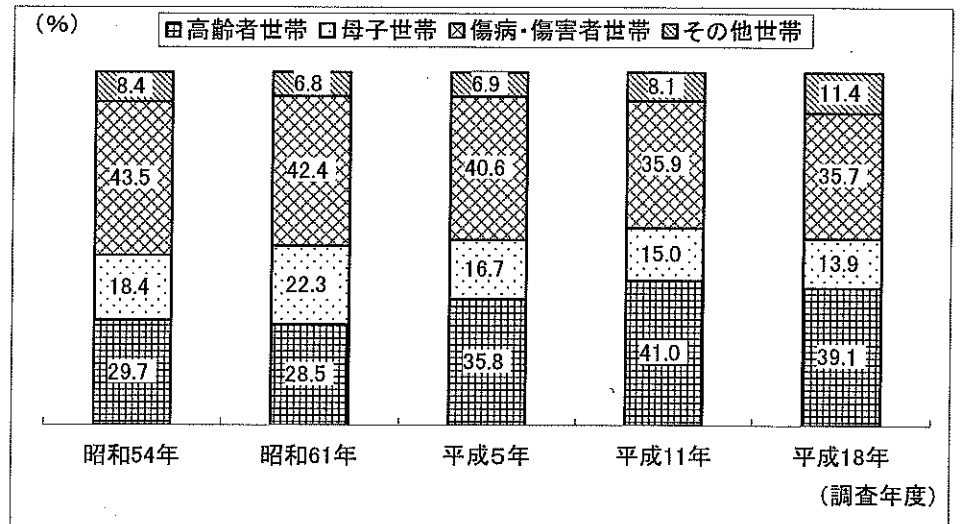
注：‰ (パーミル) 千分率

(3) 生活保護世帯の類型別

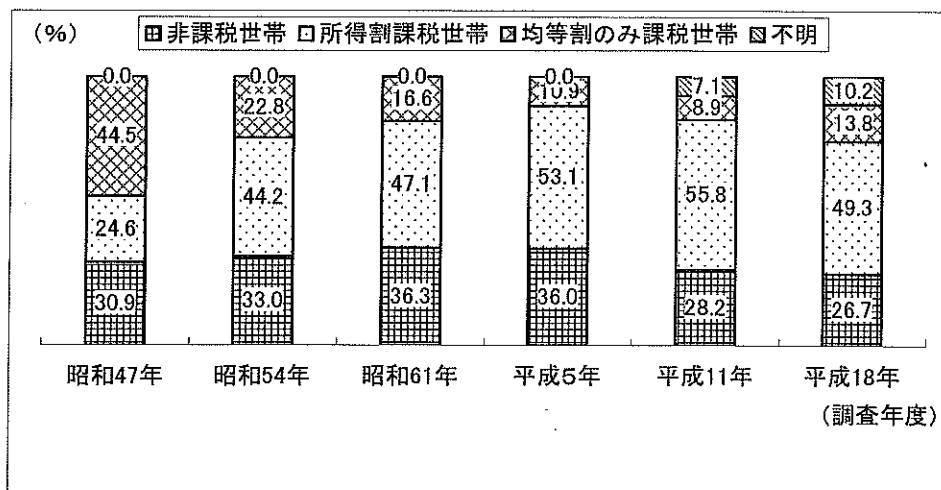
(アイヌの人たち) [高齢者世帯・母子世帯の増加]



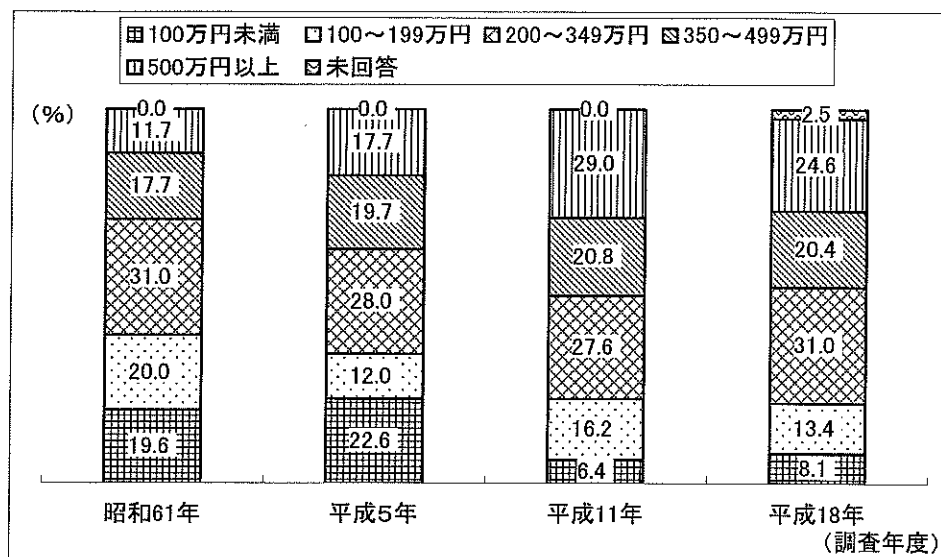
(アイヌの人たちが居住する市町村)



(4) アイヌの住民課税区分状況 [非課税世帯の減少、所得割課税世帯の減少・均等割課税世帯の増加]

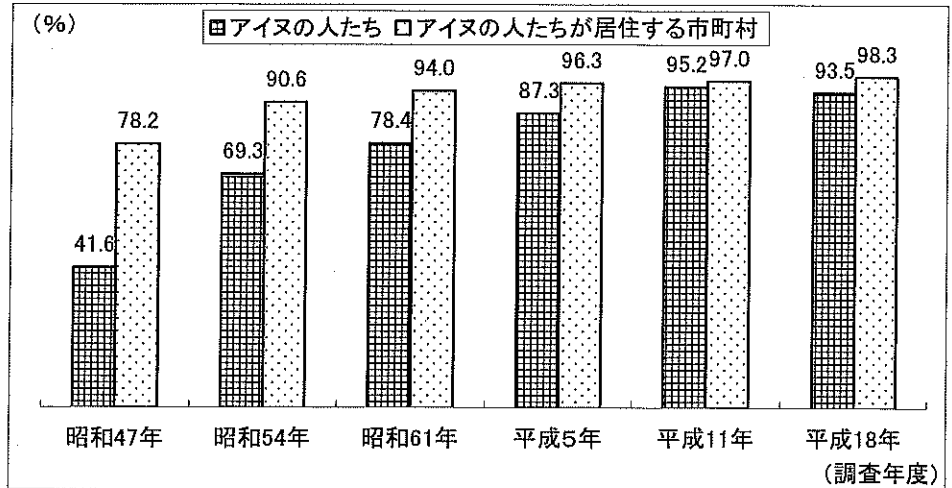


(5) 年間所得 [100万円未満の世帯が増加] (300世帯抽出調査)

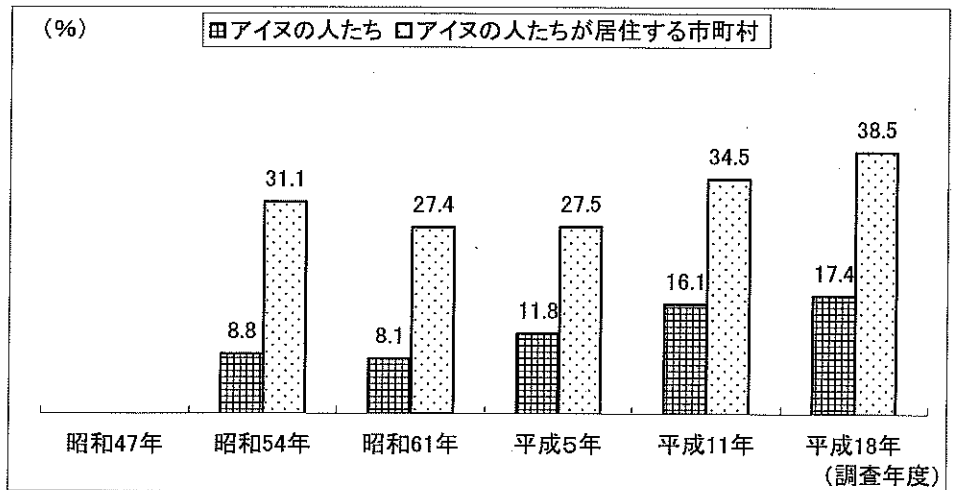


(6) 進学率

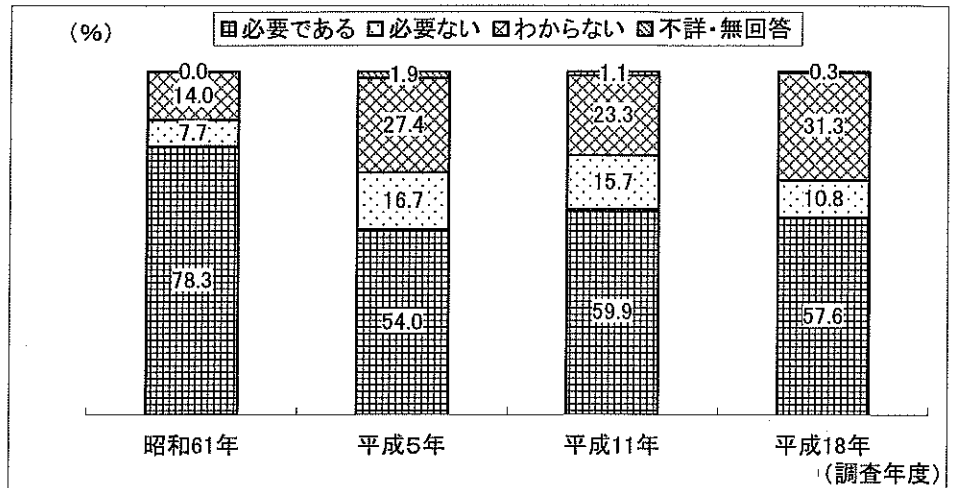
(高校) [アイヌの人たちの進学率の低下により格差は拡大]



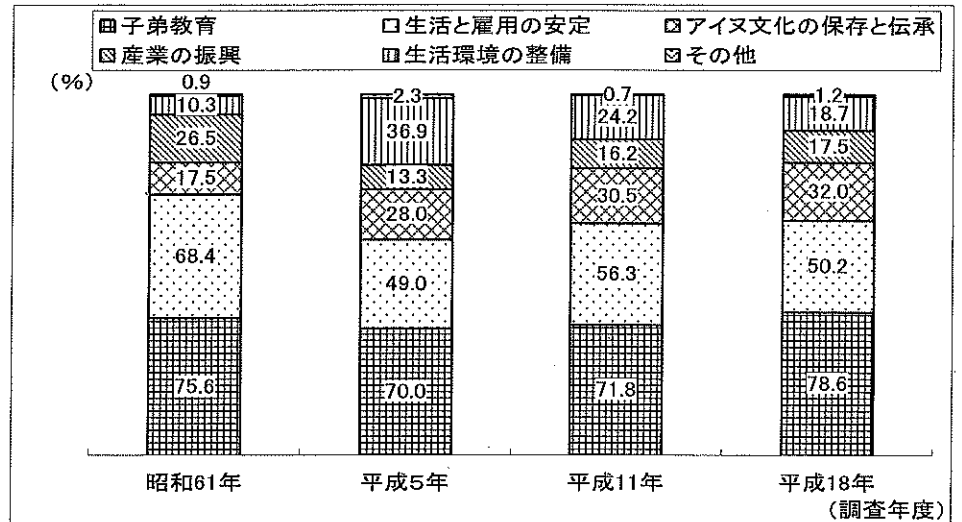
(大学) [アイヌの人たちの進学率は上昇したが格差は拡大]



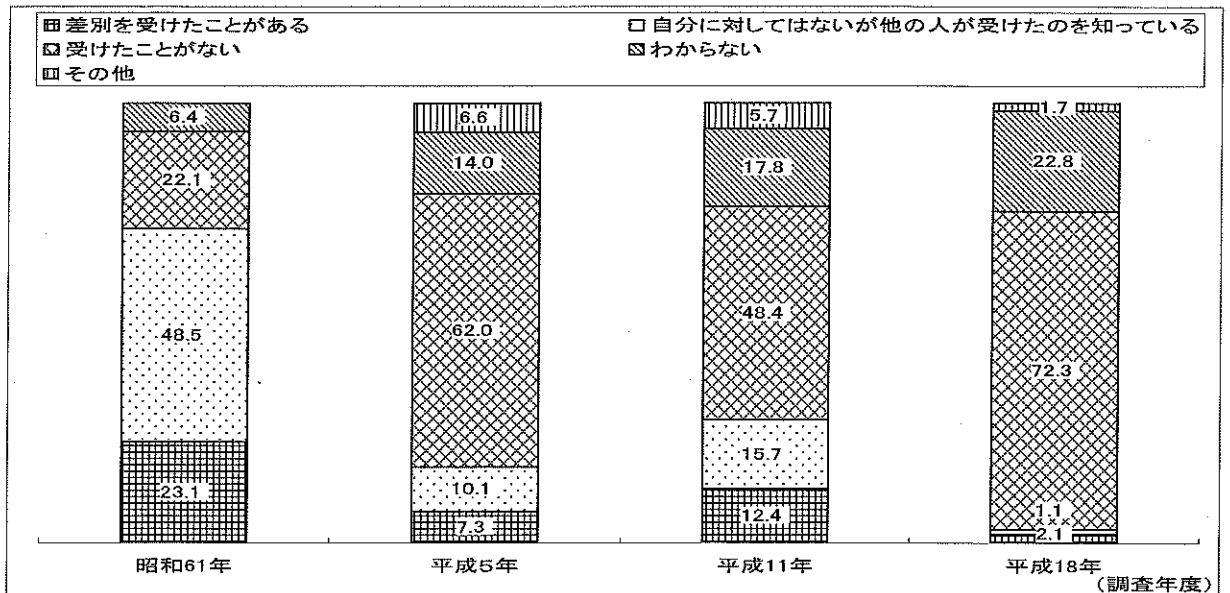
(7) 特別な対策の必要性 [半数以上が必要としている]



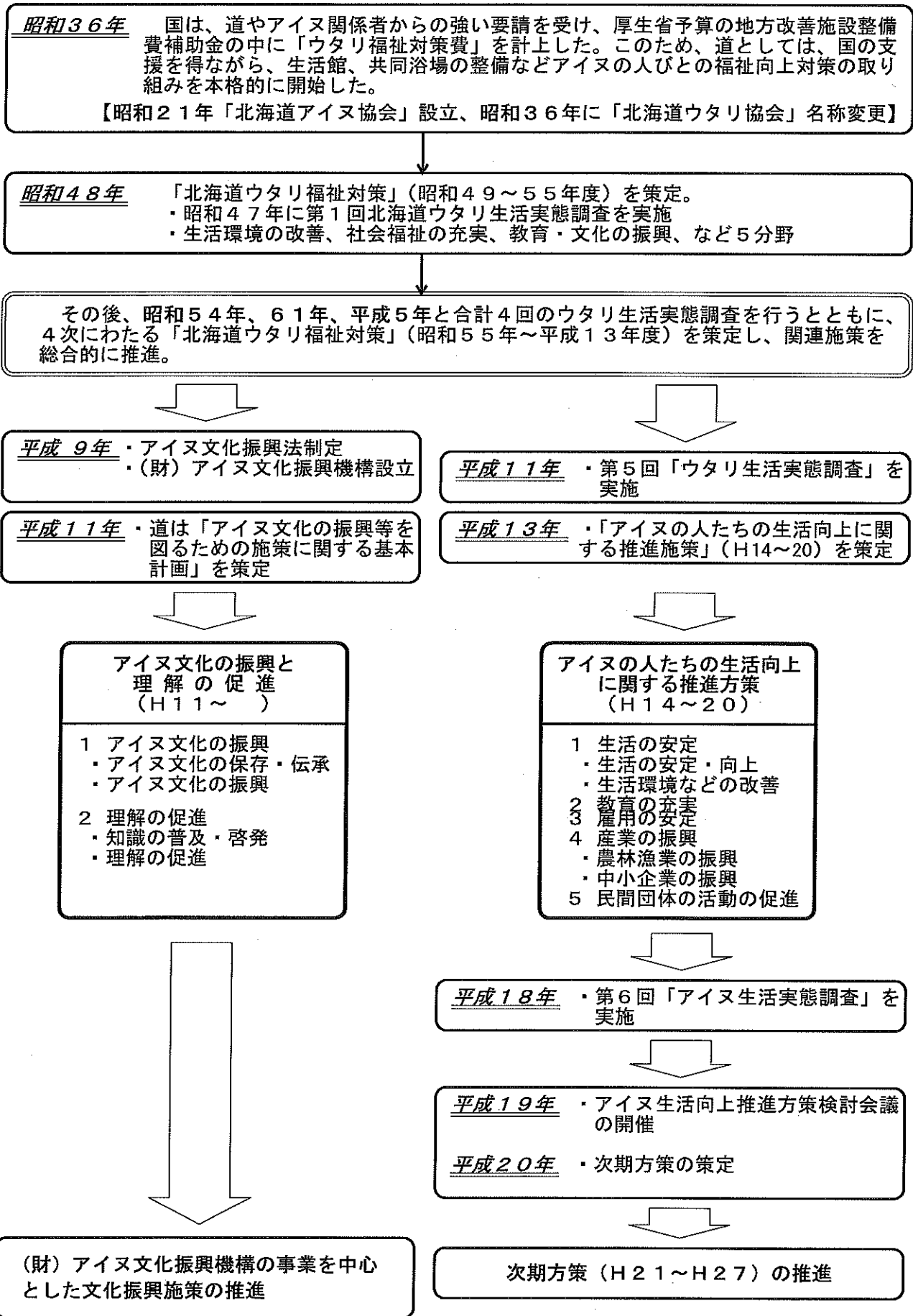
(8) どのような対策が必要か [子弟教育の充実が連続して増加]



(9) 最近6・7年の差別体験 [差別を受けたことのある人は2.1%で大幅に減少]



# アイヌ関連施策の体系



アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の施策体系の推移

	第1次ウタリ福祉対策 (S49~S55)	第2次ウタリ福祉対策 (S56~S62)	第3次ウタリ福祉対策 (S63~H6)	第4次ウタリ福祉対策 (H7~H13)	第1次生活向上に関する推進方策 (H14~20)	第2次生活向上に関する推進方策 (H21~27)
施策体系	I 地域対策 1 生活条件の整備 2 就業条件の整備 3 福祉条件の整備 4 教育・文化の振興 II 個別対策 1 住宅資金の貸付 2 雇用対策 3 雇用対策 4 福祉対策 III 団体の育成	1 自立更生の助長 2 就業の安定化の促進 3 産業の振興 4 生活環境の整備 5 福祉の向上 6 住宅の確保 7 教育・文化の振興 8 組織活動の促進	I 教育・文化の振興 1 教育の振興 2 文化の振興 II 生活の安定と産業の振興 1 生活の安定 2 産業の振興 III 生活環境等の整備 1 生活環境等の整備 2 組織活動の促進	1 文化の振興 2 教育の充実 3 生活の安定と産業の振興 4 アイヌの人たちについての理解促進	1 生活の安定 2 教育の充実 3 産業の振興 4 民間団体の活動の促進 5 民間団体の活動の促進	1 生活の安定 2 教育の充実 3 産業の振興 4 民間団体の活動の促進 5 民間団体の活動の促進
生活の安定	I-1 生活条件の整備 (1) 住宅地区改良事業の実施 (2) 福祉住宅の建設 (3) 環境改善事業の実施 I-4 教育・文化の振興 (3) 青年・婦人学級・講習会等の実施 II-1 住宅資金の貸付 II-2 雇用対策 II-4 福祉対策 II (1) 自立更生の助長 II-3 教育対策 (1) 修学資金等の給付	1 自立更生の助長 2 就業の安定化の促進 3 生活環境の整備 4 住宅の確保	II-1 生活の安定 (1) 就業の促進 (2) 生活の自立 III-1 生活環境等の整備 (1) 生活環境の整備 (2) 住宅の整備	3 生活の安定と産業の振興 (1) 生活の安定 ・生活の安定 ・雇用の安定 ・生活環境などの改善	1 生活の安定 (1) 生活の安定・向上 (2) 生活環境などの改善 3 雇用の安定	1 生活の安定 (1) 生活の安定・向上 (2) 生活環境などの改善 3 雇用の安定
教育の充実	II-2 就業条件の整備 (1) 生産基礎の整備 (2) 協同作業場の整備 (3) 小規模事業対策 I-4 教育・文化の振興 (2) ウタリ文化の研究調査及び保存	7 教育、文化の振興 (1) 教育の振興	I-1 教育の振興 (1) 子弟教育の奨励 II-2 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興 I-2 教育の振興 (1) 文化の保存と普及	2 教育の充実 (1) 教育水準の向上 ・進学奨励 3 生活の安定と産業の振興 (2) 産業の振興 ・農林漁業の振興 ・中小企業の振興	2 教育の充実	2 教育の充実
産業の振興	I-2 就業条件の整備 (1) 生産基礎の整備 (2) 協同作業場の整備 (3) 小規模事業対策 I-4 教育・文化の振興 (2) ウタリ文化の研究調査及び保存	3 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興	II-2 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興 I-2 教育の振興 (1) 文化の保存と普及	4 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興	4 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興	4 産業の振興 (1) 農林漁業の振興 (2) 中小企業の振興
文化の振興	I-4 教育・文化の振興 (2) ウタリ文化の研究調査及び保存	7 教育、文化の振興 (2) アイヌ文化の研究調査及び保存	I-2 教育の振興 (1) 文化の保存と普及	1 文化の振興 (1) 文化の継承 ・文化の保存と普及 (2) 調査研究の推進と支援 ・調査研究の推進と支援	5 民間団体の活動の促進	5 民間団体の活動の促進
理解の促進	I-4 教育・文化の振興 (1) 学校教育における指導団体の育成 III 団体の育成	8 組織活動の促進	I-1 教育・文化の振興 (2) ウタリの人たちについての正しい理解の促進 III-2 組織活動の促進	4 アイヌの人たちについての理解促進 (1) アイヌの人たちについての理解促進 ・啓発活動の推進 ・学校教育などの充実 (2) 地域活動の促進 ・地域活動の促進 ・組織活動の促進	5 民間団体の活動の促進	5 民間団体の活動の促進
その他	I-3 福祉条件の整備 (1) 老人ホーム等の設置 (2) 保育所の設置 (3) 保健相談事業の実施 (4) 児童対策の実施 II-3 教育対策 (2) 青年の海外派遣	5 福祉の向上 (1) 保健相談事業の実施 (2) 児童の福祉向上				

## 主な関連事業及び予算額の推移等

### 1 平成20年度主な関連事業及び予算額

部 名	事 業 名	⑳ 予 算 額(千円)	備 考
環 境	生活館整備事業費補助金	167,633 ( 55,878)	市町村補助
	施設整備費	45,000 ( 15,000)	国 2/4,道 1/4
	運営費	122,633 ( 40,878)	国 2/4,道 1/4
	アイヌ生活向上振興資金貸付金	57,676 ( 0)	ウタリ協会貸付
	就職奨励事業費補助金	1,350 ( 1,350)	ウタリ協会補助
	高等学校等進学奨励費	305,237 (152,618)	道が直接実施
	高校分(補助)	168,520 ( 84,260)	〃 (国 1/2)
	大学分(貸付)	136,717 ( 68,358)	〃 (国 1/2)
	高等学校通学費補助金	2,928 ( 2,928)	〃 (道単)
	専修学校等進学奨励費補助金	27,766 ( 27,766)	〃 (道単)
生 活	アイヌ文化振興・研究推進機構 事業費補助金	316,307 (316,307)	人件費及び 事業費補助
	(イオル事業分)	69,833 ( 69,833)	
	ウタリ協会補助金	34,485 ( 34,485)	人件費、事業費
	アイヌ総合センター管理運営費	10,591 ( 10,591)	指定管理(協会)
	アイヌ民族文化研究センター運営費	41,330 ( 41,330)	道立研究機関
経 済	アイヌ中小企業振興特別対策費 補助金	10,957 ( 10,957)	ウタリ協会補助 商工会連合会補助
	アイヌ雇用促進費補助金	2,798 ( 2,798)	ウタリ協会補助
農 政	アイヌ農林漁業対策事業費	411,606 ( 29,977)	市町村、農漁協
建 設	アイヌ住宅改良事業費補助金	20,104 ( 10,052)	市町村
教 育	アイヌ文化保存対策費	41,465 ( 22,286)	ウタリ協会補助
	アイヌ教育相談員設置費	2,052 ( 2,052)	道教委設置
アイヌ関連施策予算総額		1,518,010 (743,363)	
環境生活部アイヌ関連予算総額		970,455 (646,329)	

※ ( ) 内数字は一般財源(道費)

※ 貸付金は返戻されるため、一般財源措置は0

### 2 予算額の推移

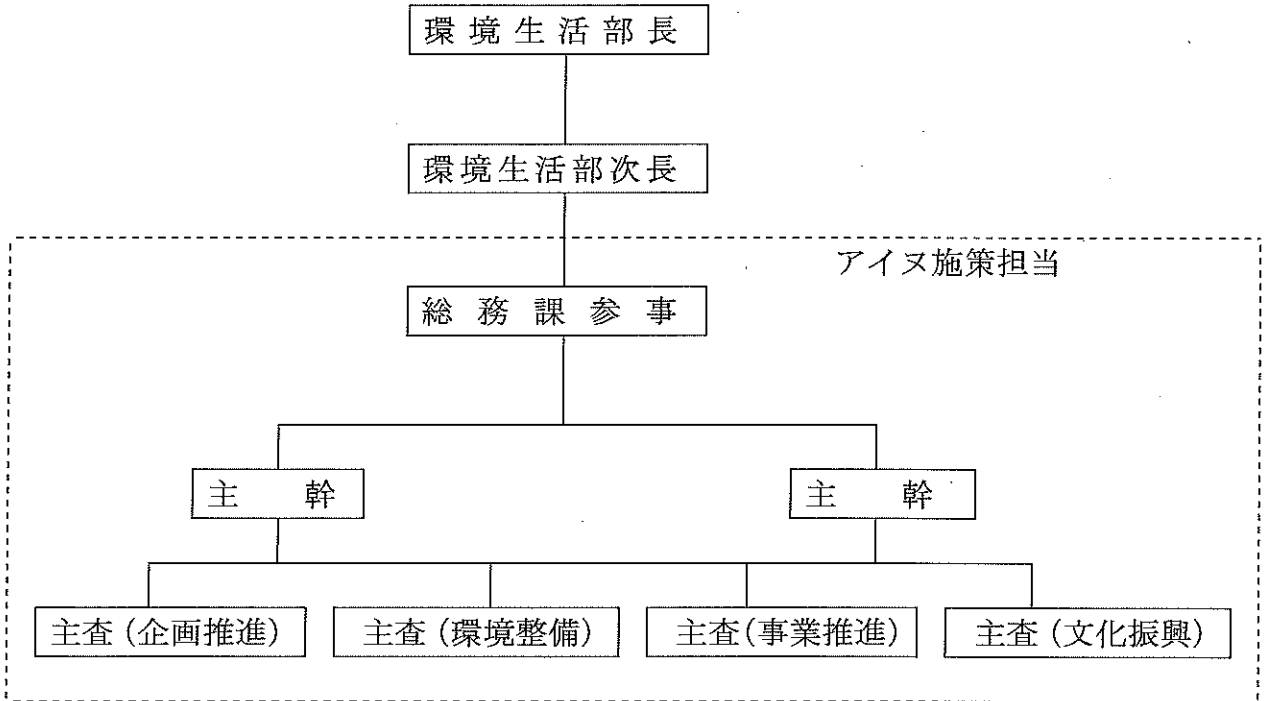
(単位 千円)

年 度	16	17	18	19	20
アイヌ関連施策 予 算 総 額	2,206,225 (1,062,304)	2,134,758 (1,039,123)	1,862,046 ( 931,814)	1,632,319 ( 788,571)	1,518,010 ( 743,363)
環境生活部 アイヌ関連予算総額	1,403,469 ( 868,315)	1,370,655 ( 852,504)	1,280,000 ( 819,999)	1,042,288 ( 679,921)	970,455 ( 646,329)

※ ( ) 内数字は一般財源(道費)

1 環境生活部総務課アイヌ施策推進グループの組織体制

平成20年9月1日現在



2 国土交通省、内閣官房への職員派遣

平成20年9月1日現在

- (1) 国土交通省 1名
- (2) 内閣官房 2名

3 (財) アイヌ文化振興・研究推進機構への職員派遣

平成20年9月1日現在

- アイヌ文化交流センター所長 1名
- 事業課長 2名

## 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の概要

### 1 目的

- ・ アイヌ文化の振興等の事業を推進し、もって、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る。

### 2 主な事業

- ・ アイヌ文化の振興
- ・ アイヌの伝統等に関する普及啓発
- ・ アイヌ文化の振興等に資する調査研究

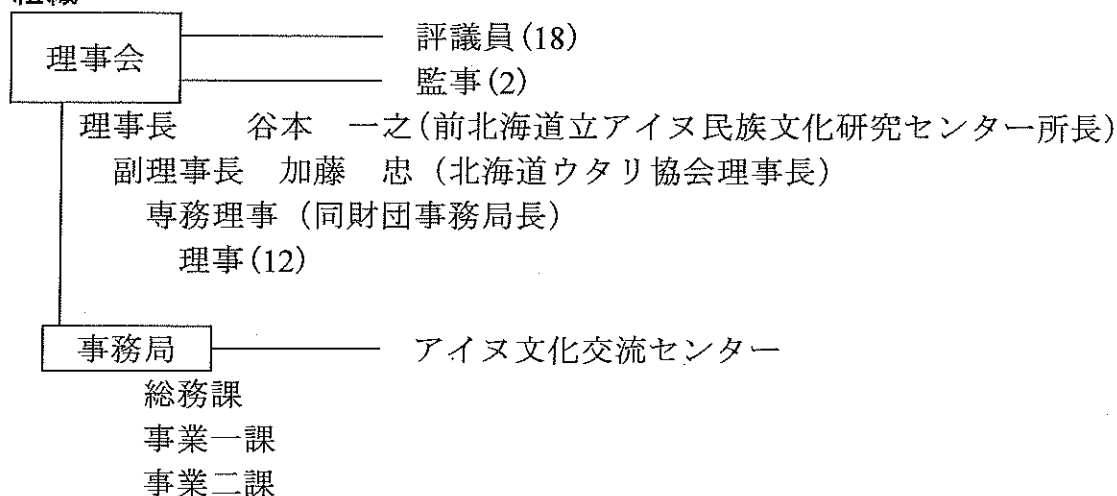
### 3 設立等

- ・ 平成9年 6月27日：設立許可（国土交通省、文部科学省）
- ・ 平成9年 11月26日：アイヌ文化振興法に基づく指定法人に指定

### 4 基本財産

- ・ 1億円（北海道9,000万円、道内56市町村1,000万円）

### 5 組織



### 6 事務所等

- ・ 本部事務所（札幌市）
- ・ アイヌ文化交流センター（東京都）

### 7 事業運営財源

- ・ 国（国土交通省、文部科学省）及び北海道からの補助金により賄う。

## 8 事業概要（平成20年度）

### (1) アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進

- ・アイヌ関連研究等助成事業

### (2) アイヌ語の振興

#### ア アイヌ語教育事業

- ・指導者育成 ・上級講座 ・親と子のアイヌ語学習

#### イ アイヌ語普及事業

- ・ラジオ講座 ・弁論大会

### (3) アイヌ文化の振興

#### ア アイヌ文化伝承再生事業

- ・マニュアル作成 ・実践上級講座 ・伝統工芸複製助成

#### イ アイヌ文化交流事業

- ・国内文化交流助成 ・国際文化交流助成

#### ウ アイヌ文化普及事業

- ・伝統工芸展示・公開助成 ・アドバイザー派遣
- ・工芸品展 ・文化フェスティバル

#### エ アイヌ文化活動表彰事業

- ・工芸作品コンテスト ・アイヌ文化賞

### (4) アイヌの伝統等に関する普及啓発

#### ア 普及啓発促進事業

- ・広報情報発信 ・小中学生向け副読本の作成配布
- ・親と子のための普及啓発 ・セミナー ・講演会

#### イ アイヌ文化交流センター事業

### (5) 伝統的生活空間（イオル）の再生

- ・空間活用等事業 ・自然素材育成事業
- ・伝承者育成、体験交流事業

#### 《その他》

- ・平成17年6月から新千歳空港に「アイヌ文化展示コーナー」を設置（新千歳空港旅客ターミナルビル3階ホール）
- ・G8北海道・洞爺湖サミットの国際メディアセンターに道が設置した北海道情報館内に「アイヌ文化展示コーナー」を設置

# アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生

## 【概要】

森林や水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木、草本等の自然素材が確保でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間を形成する。

平成21年度は、白老地域において空間を活用したアイヌ文化の伝承活動の展開等を図るとともに、平取地域において自然素材の採取・植栽の循環による活動等を行う。

(アイヌ語で「イオル」とは「狩場」の意味)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～
<b>基本構想</b> (アイヌ文化振興等施策推進会議※)  ※国土交通省、文部科学省、北海道、アイヌ文化振興財団、北海道ウタリ協会により構成。	<b>空間活用等事業</b> (H18～白老地域、H20～平取地域) 自然素材の入手から利用までの一連の過程を実施する。 (樹木等の植栽・自然素材を活用した伝承活動の場となる空間の形成、環境整備、空間の管理運営)						本格的展開を支援
	<b>自然素材育成事業</b> (H18～白老地域、H20～平取地域) オヒョウニレ、ガマ等不足している自然素材の育成方法を確立するとともに、自然環境に適した栽培法が確立されていない植物の試験研究を行う。 (試験栽培、植栽と採取の循環)						
	<b>体験交流事業</b> (H19～白老地域、H21～平取地域) 空間を活用したアイヌの伝統・文化の体験交流事業を実施する。						本格的展開を支援
	<b>伝承者育成事業</b> (H19～) 空間を活用したアイヌ文化の伝承者育成事業を実施する。						
						評価・反映	他地域での事業実施

# 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書 要旨

(H8.4月)

## 1 アイヌの人々

### (1) アイヌの人々の先住性

少なくとも中世末期以降の歴史の中でみると、学問的にみても、当時の和人との関係において日本列島北部、とりわけ北海道に先住していたことは否定できない。

### (2) アイヌの人々の民族性

引き続き、民族としての独自性を保っている。近い将来も失われると見通せない。

### (3) アイヌ文化の特色

特色ある文化【イオマンテ（霊送り）、アイヌ文様、口頭文芸、アイヌ語 等】  
アイヌ語は日本語とは異なる独自の言語。

### (4) 我が国の近代化とアイヌの人々

明治以降の近代化の中で、アイヌの社会や文化の破壊が進展し、差別と貧窮。

## 2 現行の北海道ウタリ福祉対策の評価

生活環境等は着実に向上しているが、まだ格差がある。 } 今後とも、継続実施が必要である。  
文化施策は十分とはいえない。

## 3 国連等における議論の動向

- ・先住民の権利に関する各国政府間の議論は緒についたばかりで、今後の動向は見通せる段階にない。（先住民の定義や、集団的権利等について厳しい対立がある。）
- ・アイヌの人々に係る新たな施策の展開については、我が国の実情にあった判断が必要（分離独立等政治的地位の決定に関わる自決権や、北海道の土地、資源等の返還、補償等に関わる自決権という問題を、新たな施策展開の基礎とはできない。）

## 4 新しい施策の展開

### (1) 基本的考え方

- ① 先住していたアイヌの人々の固有の事情に立脚し、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興などを通じた民族的な誇りが尊重される社会の実現。
- ② 主要テーマ：今日存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興  
アイヌの人々に対する理解の促進
- ③ 国と地方公共団体の密接な連携が重要。
- ④ 個人認定を要する施策の新規導入は慎重に考えるべき。
- ⑤ 新しい施策の展開にあたり、呼称ウタリをアイヌに統一すべき。

### (2) 新しい施策の概要（提言）

①～③を実施・推進するために、国及び地方公共団体の財政支援を前提に、  
アイヌ文化振興・研究推進機構（仮称）の設置を検討すべき。

① アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進	○共同研究の推進や研究者の育成等を行う アイヌ研究推進センターの設置（国家的観点） ○若手研究者の育成（研究奨励金支給）
② アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興	○常設のアイヌ語講座、伝統技術の復元・再生 ○アイヌ文化振興基金の設置も有効な手立て
③ 伝統的生活空間の再生	○伝統的な生活の場（イオル）の再現をイメージした公園等の整備及び適切な運営
④ 理解の促進	○人権擁護活動の一層の推進

### (3) 新しい施策の実施

可能な限り新たな立法措置を講じることを含めて、早急に具体策を確立、実施すべき。

## 5 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の取扱い

新しい施策の展開に伴い、これらの法律は廃止のための措置を講ずることが適切。